

2015年インターカレッジ討論会問題

【事実】

1 Aは、先祖代々つづく茶道の家元として多くの弟子を集め、個人で茶道教室を経営している。Aの息子Bは、病弱だったAの師範代として従来から弟子の教育に携わってきたが、しばしばAの財布から勝手に金銭を持ち出して遊興費に使うなど、かなり金銭にルーズな性格であるため、経営に関する事項はAだけが行ってきた。しかし、2013年の5月6日に17歳の誕生日を迎えたのを期に、BはAから、今後、1物品につき100万円までの茶道具を自分に代わって購入するよう依頼された。Bはこれに応じたため、AはBを連れて、継続的に茶道具の売買取引を行っている出入りの業者CとDに挨拶に行き、今後はAに代わってBが茶道具の取引を行う旨を伝えた。

2 その後Bは、Aの代理人として、CないしDから各種の茶道具を継続的に購入してきた。この取引については、Aとの合意により、CないしDは、購入された茶道具をBにただちに引き渡して持ち帰らせ、その代金は、翌月末にAがCないしDの銀行口座に振り込むことになっていた。

3 その後、2015年のはじめ頃、BがAの茶道の作法を多数の弟子達に批判していたことが発覚し、AとBの関係は急速に悪化した。そして2015年5月20日、Aは、Bの茶道具に対する目利きがよくないとして、「来月からはお前に茶道具の購入は任せない」と通告したうえ、ただちにこのことをCとDにも連絡しておくようBに指示した。

4 ところがBは、これを不満に思い、CとDへの連絡を意図的に怠った。さらにBは、Aの代理人として茶道具を購入したうえ持ち逃げしようと思いつき、同年5月25日にCのもとを訪れた。そしていつも通りAの代理人であると述べて取引を行い、50万円の茶室用掛軸と200万円の茶碗とを購入してこれらの引渡しを受けた。

5 これらの取引に先立ち、BはCに対し、「父は頭が古く、新しい茶道の潮流についていけない。もう父と一緒に茶道教室をやっていくつもりはないし、いままで無償で師範代として活動した分の埋め合わせもしてもらおう。」と述べて公然とAを批判し独立を匂わせていたが、Cは単なる親子げんかだと考えて深く気にとめなかった。

6 さらにBは、同年6月5日にDのもとを訪れ、Aの代理人であると述べて取引を行い、10万円の袱紗（ふくさ）と300万円の茶釜（ちゃせん）を購入して引渡しを受けた。この取引の当時、Dは、AとBの仲が険悪になっていることも、BがAから「来月からはお前に茶道具の購入は任せない」と通告されたことも知らなかった。

7 さらにBは、これらの取引の直後に、Aの所有する時価1000万円の水墨画を、「今年の誕生日に、一人前の大人になったお祝いとして父からもらった品です。」と述べて、Dに800万円で買取ってほしいと持ちかけた。この水墨画は、従来、Aの自宅の貴重品倉庫に保管されていたものであるが、たまたまAが鍵をかけ忘れていた際に、Bが勝手に持ち出してきたものであった。

8 Dは、Bを子供のころから知っていたが、これを聞いてBも成人したんだなと感心し、「Bさんも二十歳になられたんですね。では、私もお祝いとして買い取らせていただきますよ。」と述べて、これを言い値で買い取ってただちに引渡しを受けた。

9 その後Dが当該水墨画を調べたところ、一部に破損箇所があったので、10万円の費用をかけて専門家Eにこれを修理させた。併せてDは、展示用特注ショーケースを専門家Fに代金20万円で作成させてDの店内に設置し、同年6月末から当該水墨画をこれに入れて展示している。さらに同年8月には、ショーケースごと当該水墨画を美術展に貸し出し、開催者Gからレンタル料として50万円を受け取っている。

10 Bは、Dとの取引の後、上記の茶道具および800万円の代金を所持したまま行方不明となり、現在に至るまで連絡がない。Aは、CおよびDからの各茶道具の代金請求に対し、この事情を説明して支払いを留保している。また、上記水墨画はAの家に先祖代々伝えられてきた家宝なので、Aは何としてもこれを取り戻したいと考えている。

〔設問1〕

(1)2015年8月30日、Cは弁護士を立てたうえ、Aに、上記茶室用掛軸の代金50万円の支払いを求めてきた。これに対し、Aも弁護士を立てて、弁護士同士で話し合いが持たれた。その結果、BC間の当該取引は、代理の要件を満たしていたことが明らかであり、訴訟になった場合でもそのように事実認定されるのが確実であることが判明した。【事実】に現れたその他の事実関係をも前提としたうえ、この場合において、Cの当該請求に対してAにはどのように反論する可能性が残されているかを、証明責任の所在にも留意しつつ検討して下さい。

(2)2015年9月30日、Cの弁護士はさらに、Aに上記茶碗の代金200万円の支払いを求めてきた。AとC双方の弁護士の話し合いを通して、BC間の当該取引は代理の要件を満たしていなかったことが明らかであり、訴訟になった場合でもそのように事実認定されるのが確実であることが判明した。【事実】に現れたその他の事実関係をも前提としたうえ、この場合において、CはAにどのような請求をなしうる可能性があるかを検討して下さい。

〔設問2〕

2015年10月30日、Dは弁護士を立てたうえ、Aに、上記袱紗の代金10万円と上記茶釜の代金300万円の支払いを求めてきた。Aもこれに対して弁護士を立てて、弁護士同士で話し合いが持たれた。その結果、BD間のこれらの取引は代理の要件を満たしていなかったことが明らかであり、訴訟になった場合でもそのように事実認定されるのが確実であることが判明した。そこでDの弁護士は、あくまでAから代金相当額の支払いを求めるため、表見代理を根拠にして、Aに請求を行うことを考えている。

この場合、上記袱紗の売買についてAの表見代理責任の基礎になりうる条文、および上記茶釜の売買についてAの表見代理責任の根拠となりうる条文ないし法律構成をそれぞれ示したうえ、それぞれについてその理由を簡潔に述べて下さい。

〔設問3〕

2015年11月30日、水墨画の返還について、Aの弁護士とDの弁護士で話し合いが持たれた。その結果、Dについて民法192条の要件を基礎づける事実がすべて揃っており、訴訟になった場合でもそのように事実認定されるのが確実であることが判明した。

この場合において、AはDに対してどのような主張をなし得る可能性があるかを検討して下さい。また、DはAに対してどのように反論しあるいは主張しうる可能性があるかを検討して下さい。